平成２１年（フ）第１３６７号
広島県東広島市高屋町造賀3560番地２
債務者　平岡　尚之
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１９号
広島市南区旭１丁目17番30号、申立時の住所岡山市北区下伊福上町13番６号　202
債務者　松本　　豊（旧姓胡川）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６１９号
愛媛県松山市鴨川１丁目９―20　ＵＫＥＮＡ鴨川405号室、住民票上の住所愛媛県松山市鴨川２丁目６番24号
債務者　馬越　明光
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３９９号
兵庫県川辺郡猪名川町万善字一本松２番地の24
債務者　向商事こと　向　　修一
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸越　照吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３８８号
兵庫県明石市魚住町清水2223―５―201、旧住所大阪府吹田市穂波町19―35
債務者　杉原　康夫
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都竹　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１８４８号
京都市北区大北山原谷乾町111番地の277
債務者　櫛山設備工業こと　櫛山　鉄生
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘高　和芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８１１６号
大阪府箕面市小野原西３丁目22番27号
債務者　佐野　正剛
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１３４号
大阪府茨木市春日５丁目４番25号
債務者　芳山正吉こと　呉　　叅鍋
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　愼吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１８０号
大阪府東大阪市新上小阪４―33、住民票上の住所大阪府八尾市新家町８丁目20番地
債務者　石川　主英
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５０号
岩手県紫波郡矢巾町大字間野々第３地割82番地２
債務者　長澤　信雄
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原基也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８２５９号
大阪市住吉区山之内２丁目７番29号302号
債務者　松下　精孝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２６０号
大阪市住吉区山之内２丁目７番29―301号
債務者　松下　誠克
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６４号
秋田県横手市雄物川町造山字造山142番地
債務者　藤原　ヨシ
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第５３号
愛媛県大洲市若宮596番地第２
債務者　笹田　憲克
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　茂一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第５３号
岩手県奥州市江刺区米里字鶴城68番地
債務者　鶴田　正一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第９８号
岩手県奥州市江刺区米里字鶴城68番地
債務者　鶴田アサ子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第６０５号
盛岡市門１丁目８番17号　ラテールＢ―101号
債務者　本堂　寿昌
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原基也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部